

○ 北海道障がい者就労支援推進委員会障がい者就労支援企業認証制度の見直しに係る意見一覧

| ばん 番 | ごう 号 | こう 項 目 | がい とう か しょ 所 | ない よう 容 | どう たい おう 道 対 応 |
|---------|---------|--------------|--------------------------|--|---|
| 1 | | 適合状況報告の廃止 | 認証要綱第9の1 | <p>これまで、認証基準の適合状況報告により、企業が基準を満たしているかどうかを把握できていたが、これを廃止し、企業から道への報告を求めることとした場合、基準を満たさなくなっても報告を行わない企業も出てくると思われる。</p> <p>この場合、基準を満たさないまま数年間優遇措置を受け続けることが可能になると思われるが、課題は生じないか。</p> <p>申請の時点で認められれば、適合していなくても3年間は認証が有効だという解釈になるか。</p> <p>廃止の理由は適正化のためとしているが、もう少し詳しい説明が欲しい。</p> | <p>適合状況報告については、企業種別（特例子会社や就労継続支援A型事業所等）によっては、企業自体が小規模なのに対して、多数の障がい者を雇用している場合があり、書類調製の事務負担が大きいという意見が寄せられていた他、こうした理由により、道から提出を促してもやむを得ず応じられないなどの事例も散見されていました。</p> <p>実施要綱第10の（2）には、適合状況報告がされない場合に道が当該企業の認証を取り消せる規程がありますが、こうした事情も考慮し、当該規程の運用には慎重にならざるを得ず、取消を行った事例はない状況です。</p> <p>そのため、今回、全認証企業への一律の報告は廃止し、状況変化があった場合の報告に改めるとともに、本御意見を踏まえ、「（道が）必要に応じて、認証基準の適合状況についての報告を求めることできる」との規程を新たに設けることとしました。</p> <p>今後は、簡略化したチェックシートでの自己チェックや、道が報告を求める企業の抽出基準についても検討を進め、企業の負担を軽減しつつ、責任を明確化するとともに、行政側でも実効性のあるチェックが出来る制度にしていきたい考えです。</p> |
| 2 | | 申請様式の項番 | 認証手続要領第2 | <p>適合状況報告の廃止に伴う項番整理により、別紙様式第2号（別添4-3）について「障がい者就労支援企業認証取組の内容を変更したいので、障がい者就労支援企業認証制度実施要綱第9の2の（1）の規定により申請します。」と記載している部分の「9の2の（1）」は「9の1」に変更となると思われる。</p> | <p>上記1の修正により、別紙様式の項番には変更が生じないこととなります。</p> |
| 3 | | ジョブコーチの記載 | 認証要綱別表 | <p>認証要綱別表の6及び注に「第2号職場適応援助者」と記載しているが、現在制度運用されているのは「企業在籍型職場適応援助者」だと思われる。</p> | <p>御指摘を踏まえ、「第2号職場適応援助者」（障害者雇用促進法施行規則を根拠とする旧制度）を「企業在籍型職場適応援助者」（雇用保険法施行規則を根拠とする現行制度）と改めます。</p> |